

日本メコン地域経済委員会（委員長：小林洋一・伊藤忠商事副会長）は7月26日（水）、国際機関日本アセアンセンター、並びに駐日ミャンマー連邦共和国大使館との共催により、「ミャンマー新投資法・解説セミナー」を実施いたしました。

当日は公務ご多忙の中、駐日ミャンマー大使のトゥレイン・タン・ズィン閣下より、ミャンマー新投資法の意義や特徴をご説明いただいたうえ、「日本企業によるミャンマー投資に対し、大使館として全面的に協力します」とのお言葉もいただきました。

続いて、2013年よりヤンゴンに駐在され、ミャンマーの法律の現状に精通されている、西村あさひ法律事務所・ヤンゴン事務所代表の湯川雄介弁護士より、約1時間半にわたり、内資・外資を平等に扱う点が新法の基本精神であること、従前の外国投資法からの具体的な改善点、また国内の3つのゾーンごとに設定されたタックス・インセンティブなど、新法についての詳細な解説が行われました。



駐日ミャンマー連邦共和国大使
トゥレイン・タン・ズィン 閣下のご挨拶



西村あさひ法律事務所 ヤンゴン事務所代表
湯川 雄介 様のご講演